

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について（一部変更）
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	健康診査（成人健康診査）・健康診査（がん検診）
担当課	健康づくり課
目的	区民の健康の保持及び増進を図り、対象者への確かつ迅速に対応するため
対象者	<p>1 健康診査</p> <p>① 16歳から39歳までの区民（勤務先、学校等において受診機会のある者を除く。）</p> <p>② 40歳から74歳までの区民（新宿区国民健康保険被保険者、生活保護等受給者。65歳以上の東京都後期高齢者医療保険加入者を除く。）</p> <p>③ 75歳以上の区民（東京都後期高齢者医療保険の加入者（65歳以上の加入者を含む。）、生活保護等受給者）</p> <p>2 がん検診</p> <p>① 胃・大腸・肺がん検診：40歳以上の区民</p> <p>② 子宮頸がん検診：20歳以上の女性区民</p> <p>③ 乳がん検診：40歳以上の女性区民</p> <p>④ 前立腺がん検診：50歳以上の男性区民</p>
事業内容	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 委託業務（資料13-1）</p> <p>区では、区民の健康保持及び生活習慣病予防のため、新宿区医師会のほか各医療機関に健（検）診業務を委託し、実施している。</p> <p>区における結核の罹患率が若年層においても中高年と同程度である状況を踏まえ、結核対策として若年層（16歳から39歳まで）の希望者に対し、平成29年度より、胸部エックス線検査を追加実施する。</p> <p>また、国が自治体の実施する検診について定めた「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が平成28年2月に改正されたことを受け、区においても、改めてがん検診の項目を見直した。その結果、平成29年度より、胃がん検診において、50歳以上に胃内視鏡検査を導入し、現行の胃部エックス線（バリウム）検査との選択を可能とすることとする。また、その他のがん検診についても、対象年齢や検診内容を指針に沿って変更して実施する。</p> <p>健（検）診の実施にあたっては、委託を継続し、実施する。</p> <p>② 委託医療機関</p> <p>(1) 新宿区医師会</p> <p>(2) 中野区医師会</p> <p>(3) 新宿区医師会に所属しない区内医療機関（区と個別に契約）</p> <p>③-1 健康診査の実施の流れ（資料13-2）</p> <p>(1) 区は、希望する対象者に健診票を発行する。</p> <p>(2) 対象者は、上記②の各委託医療機関（以下「医療機関」という。）に予約等の上、(1)の健診票を持参し、受診する。</p> <p>(3) (2)により受診した者は、受診先の医療機関から、直接、受診結果の通知を受ける。</p> <p>(4) 医療機関は、健康診査の実施後、当該実施に係る健診票を区に提出する。</p> <p>(5) 区は、上記「16歳から39歳までの区民」の提出された健診票の結果等を委託により電子データ化する（平成24年第7回本審議会了承事項）。</p> <p>(6) 医療機関は、上記「40歳から74歳までの区民」（新宿区国民健康保険被保険者）及び「75歳以上の区民」（東京都後期高齢者医療保険の加入者（65歳以上の加入者を含む。））の健診票の結果等を電子データで作成し、区に提出する。</p> <p>(7) 区は、(5)及び(6)により提出された健診票及びデータに基づき、受診者実績を集計し、データを管理する。</p> <p>(8) 区は、医療機関に対し、健診の実施に係る委託料を支払う。</p>

③-2 がん検診の実施の流れ（資料13-2）

- (1) 区は、希望する対象者に検診票を発行する。
- (2) 対象者は、医療機関に予約等の上、(1)の検診票を持参し、受診する。
- (3) (2)により受診した者は、受診先の医療機関から、直接、受診結果の通知を受ける。
- (4) 医療機関は、がん検診の実施後、当該実施に係る検診票を区に提出する。
- (5) 区は、(4)により提出された検診票に基づき、区が受診者実績を集計し、管理する。
- (6) 区は、医療機関に対し、検診の実施に係る委託料を支払う。

④ 受診見込者数（延）

① 健康診査

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 16歳から39歳まで | 約2,900人 |
| (2) 40歳から74歳まで | 約20,000人 |
| (3) 75歳以上 | 約12,600人 |

- ② がん検診 約86,000人
うち、胃内視鏡検査対象者 約3,000人

2 印字封入封かん業務（資料13-2）

健康診査・がん検診の受診の際には、健康診査票や希望のがん検診票が必要となる。また、胃内視鏡検査の導入に伴い、検診票が追加される。

毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて（10万通超）対象者に送付している。短期間のうちに、迅速かつ効率的に事務処理を行うため、委託により実施している。

なお、16歳から39歳までの区民に対しては、平成27年度より過去3年の健康診査受診歴のある者に一斉発送を実施している。

平成26年度までは、30歳及び35歳にのみ一斉に発送していたが、区民の受診希望の問合せが多く、また、年に一度、定期的に健康診査を受診してもらい、40歳からの特定健康診査への定着を図ることから、16歳から39歳までに拡大して実施することとした。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について (一部変更)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査(成人健康診査)・健康診査(がん検診)
委託先	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 新宿区医師会 ② 中野区医師会 ③ 新宿区医師会に所属しない区内医療機関</p> <p>2 印字封入封かん業務 トッパン・フォームズ(株) ※プライバシーマーク取得事業者</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>《委託先に提供する情報》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額</p> <p>《委託先に処理させる項目》 健診結果、問診結果、対象者の希望したがん検診の実施結果</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>《委託先に提供する情報》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額</p> <p>《委託先に処理させる項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、自己負担金額</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>健康診査・がん検診業務の実施に際しては、医療機関が担うこととされているため 上記委託先は、健康診査・がん検診業務の実施に際しては、医療機関が担うこととされているため、本業務の委託先とした。</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて(10万通超)対象者に送付している。短期間のうちに、迅速かつ効率的に事務処理を行うため、委託により実施している。 上記委託先は、入札により事業者を決定した。</p>
委託の内容	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>資料13-1のとおり</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>① 対象者データに基づく各種健(検)診票の作成 ② 提供した対象者に係る必要項目(郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額)の印字 ③ 対象者ごとに封入封かん ④ 封入封かん後の郵便物、残部帳票(印字のないもの)の納品と提供した対象者データの返却</p>
委託の開始時期及び期限	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(一部変更後)</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>平成29年4月1日から平成29年6月9日まで(一部変更後)</p> <p>※ 1、2とも、次年度以降も、同様の業務委託を行う。</p>

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 契約にあたり、下記のとおり「特記事項」を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区医師会及び中野区医師会用 別紙1 (区 (甲)、医師会 (乙)、医師 (丙)) 別紙2 (区 (甲)、医師会 (乙)、医師 (丙)、検査機関・データ入力機関 (丁※)) ・新宿区医師会に所属しない区内の医療機関用 別紙3 (区 (甲)、医療機関 (乙)) 別紙4 (区 (甲)、医療機関 (乙)、検査機関・データ入力機関 (丙※)) <p>※ 検査機関及びデータ入力機関は、「再委託の受託者」である。</p> <p>② 委託にあたり区が提供した情報データは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等に基づいた適正な処理を行うよう徹底する。</p> <p>③ 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>① 契約にあたり、別紙5の「特記事項」を付す。</p> <p>② 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。</p> <p>③ 業務終了後、提供した情報を返却させる。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。</p> <p>② 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</p> <p>③ 受診者に係る情報は施錠できる金庫 (キャビネット) に保管させる。</p> <p>④ 再委託にあたっては、臨床検査の専門機関としての登録及びプライバシーマークを取得している事業者に再委託させる。</p> <p>⑤ 委託に当たり区が提供した情報データは特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等に基づいた適正な処理をさせる。</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>① 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。</p> <p>② 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</p> <p>③ 提供された情報は、施錠できる金庫 (キャビネット) に保管させる。</p> <p>④ 区が提供し、取得した情報の運搬には簡易書留などを利用、鍵付ケースに入れ複数で運搬するなどの措置を講じさせる。</p> <p>⑤ 電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。</p> <p>⑥ 委託にあたり提供した個人情報データは納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 新宿区健康診査業務(検体検査業務及び電子データ化業務)に係る再委託 について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査
委託先(再委託先)	<p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区医師会 ・ 中野区医師会 ・ 新宿区医師会に所属しない区内医療機関 <p>【再委託先】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 検査機関 2 電子データ化業務 データ入力機関 <p>※ 新宿区医師会及び中野区医師会 ⇒ 株式会社日比谷情報サービス(プライバシーマーク取得事業者)</p> <p>※ 区内医療機関 ⇒ 未定</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 《委託先に提供する情報》 75歳以上の区民に係る氏名、生年月日、性別 2 電子データ化業務 《委託先に提供する情報》 75歳以上の区民(東京都後期高齢者医療保険の加入者(65歳以上の加入者を含む。))に係る郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、電話番号、受診券整理番号、生年月日、性別、後期高齢者被保険者等記号番号、健診結果、問診結果
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
再委託理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 上記の各委託先が、検体検査業務を実施できない場合があるため 2 電子データ化業務 上記の各委託先が、電子データ化業務を実施できない場合があるため
再委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血液、尿、喀痰、便、病理細胞などに関する検査 ・ 医療機関への検査結果の報告 2 電子データ化業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 問診結果・健診結果のデータ化 ・ 区へデータの納品
再委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務再委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務・電子データ化業務 <ol style="list-style-type: none"> ① 契約にあたり、下記のとおり「特記事項」を付す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区医師会及び中野区医師会用 別紙1(区(甲)、医師会(乙)、医師(丙)) 別紙2(区(甲)、医師会(乙)、医師(丙)、検査機関・データ入力機関(丁※)) ・ 新宿区医師会に所属しない区内の医療機関用 別紙3(区(甲)、医療機関(乙)) 別紙4(区(甲)、医療機関(乙)、検査機関・データ入力機関(丙※)) ※ 検査機関及びデータ入力機関は、「再委託の受託者」である。 ② 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。 ③ 再委託に当たり区が提供した情報データは、特定健康診査及び特定保

再受託事業者に行わせる 情報保護対策	<p>健指導の実施に関する基準等に基づき適正に処理するよう徹底する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。 2 再委託先に、新宿区情報セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 再委託にあたっては、プライバシーマークを取得している事業者者に再委託させる。 4 提供された情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 5 委託先から再委託先へ情報を送付する際には、簡易書留などによる方法をとらせる。 6 再委託先から委託先へ情報を送付する際には、鍵付ケースに入れたものにより、直に運搬させるなどによる方法をとらせる。 7 電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。 8 再委託にあたり区が提供した個人情報データは納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。
-----------------------	--

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当

該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙及び丙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

18 乙及び丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

19 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

20 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

21 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

22 乙及び丙は、第 1 項から第 20 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丁は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙、丙及び丁の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
- (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙の会員たる医師のうち甲の協力要請を承諾して本業務を実施する者
 - (4) 丁 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丁は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丁は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 7 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丁は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

9 丁は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丁は、業務を行うために乙及び丙から提供され、又は丁が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丁は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丁は、この契約の終了後は、業務を行うために乙及び丙から提供され、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙及び丙に返還し、又は引き渡し、丁が業務を行うに当たり丁の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丁は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丁は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丁は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丁は、丁の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丁は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

19 甲は、必要に応じて直接丁に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

20 甲は、丁が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 丁は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。
- イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。
- 12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。
- 13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

- 14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

- 16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

- 17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

- 18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

- 19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

- 20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

- 21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

- 22 乙は、第 1 項から第 20 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注

意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

- 19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

- 20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。